

総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）

実施方針骨子

平成27年4月30日

栃 木 県

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）

イ 公共施設の管理者の名称

栃木県知事 福田富一

ウ 事業目的

栃木県（以下「県」という。）は、平成34年に予定している第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会の開催に向け、平成26年に策定した総合スポーツゾーン全体構想に基づき、県民誰もがスポーツを楽しみ、健康づくりを図れる施設として、また、競技力向上を目指した選手育成など、スポーツによる人材育成に寄与する県民総スポーツの推進拠点となる施設を整備する。

総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）（以下「本事業」という。）は、新体育館、屋内水泳場、公園施設等（以下「本施設」という。）を一体的に整備するものである。

本事業の実施に当たっては、県は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを検討しており、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運営を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待する。また、事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、県の財政負担の軽減が図られることを期待する。

エ 本施設の概要

本施設は「新体育館」、「屋内水泳場」、「体育館分館」、「公園施設」及び「自由提案施設」で構成される。「新体育館」、「屋内水泳場」、「体育館分館」及び「公園施設」は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する「公の施設」として県民の利用に供する。

(ア) 新体育館

メインアリーナ、サブアリーナ及び附属施設である。

(イ) 屋内水泳場

50mプール、25mプール（飛込兼用）及び附属施設である。

(ウ) 体育館分館（既存施設）

メインアリーナ（主にボクシング競技で利用）及び附属施設である。

(エ) 公園施設

駐車場、駐輪場及び付帯施設である。

(オ) 自由提案施設

オ 事業方式

本事業は、P F I法に基づき、選定事業者が本施設の設計及び建設を行い、県に施設の所有権を移転した後、運営及び維持管理を行う方式（B T O方式）とする。

カ 事業期間

事業契約締結の日から平成48年3月まで

キ 事業範囲

本事業の範囲は以下のとおりとする。なお、県が行う体育館分館の修繕工事は本事業の対象外とする。

選定事業者が行う業務の範囲は以下のとおりである。

(ア) 設計・建設段階

選定事業者は、設計・建設段階における以下の業務を実施する。

a 設計業務

- ・ 事前調査及びその関連業務
- ・ 設計及びその関連業務
- ・ 各種申請に関する業務（国庫補助申請補助等）
- ・ 説明会等の地元対応に関する業務

b 建設業務

- ・ 建設工事及びその関連業務（園地造成、駐車場・外構整備等を含む）
- ・ 備品等調達・設置業務
- ・ 各種申請に関する業務（国庫補助申請補助等）
- ・ 説明会等の地元対応に関する業務（工事に伴う近隣対策等）
- ・ 施設の引き渡し業務（県への所有権移転業務等）

c 工事監理業務

d 開業準備業務

- ・ 開業準備に関する業務
- ・ プール公認取得申請補助業務

(イ) 運営・維持管理段階

選定事業者は、本施設の供用開始後、以下の運営業務及び維持管理業務を行う。

a 運営業務

- ・ 総合管理業務
- ・ 広報・P R業務

- ・プール監視業務
- ・スポーツ・健康づくり事業等運営業務
- ・トレーニング指導業務
- ・プール公認更新申請補助業務
- ・自由提案事業（自由提案施設による事業、選定事業者が体育館施設やプール施設等を専用利用して任意に実施する事業）
- ・事業期間終了時の引継業務

b 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・備品等保守管理業務
- ・植栽・外構施設保守管理業務
- ・環境衛生管理業務
- ・清掃業務
- ・警備業務
- ・修繕業務
- ・駐車場管理業務
- ・駐輪場管理業務

ク 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、以下のとおりである。

(ア) 県のサービス購入料

県は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービスを購入する対価として、サービス購入料を支払う。

サービス購入料の構成は以下のとおりである。

a 設計・建設の対価

本施設の設計及び建設に要する費用について、あらかじめ定める額を選定事業者を支払う。支払方式については、実施方針公表時に明示する。

なお、本事業では国土交通省による社会資本整備総合交付金を事業費の一部に充当することを想定している。

b 運営・維持管理の対価

県は、運営業務及び維持管理業務に係る対価（光熱水費を除く。）について、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり選定事業者を支払う。

c 運営・維持管理に要する光熱水費

県は、運営業務及び維持管理業務に要する費用のうち、光熱水費に相当する対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり選定事業者を支払う。

(イ) 利用者から得る収入

a 利用者から得る利用料収入

施設・設備の利用料等

※県は、選定事業者を本施設の「指定管理者」（地方自治法第244条の2）として指定し、利用料金を直接選定事業者の収入とすることを想定している。

b 受講料収入

要求水準に基づいて開催される各種スポーツ教室等の受講者から得る収入

c 自由提案事業により得られる収入

自由提案事業の実施により得る収入

(2) 特定事業の選定及び公表に関する事項

ア 選定基準

県が本事業をPFI事業として実施することにより、従来方式で実施した場合に比べ、事業期間を通じた県の財政支出額の縮減が期待できる場合、又は県の財政支出額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合には、PFI法第7条に基づき、本事業を特定事業として選定する。

イ 選定方法

(ア) 県の財政支出見込額の算定に当たっては、選定事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政支出額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

(イ) 県が提供を受けるサービス水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

ウ 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、県ホームページ等において速やかに公表する。また、特定事業として選定しないこととした場合にも、同様に公表する。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定の方法

本事業は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象であり、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

また、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者に効果的・効率的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要があることから、落札者の決定に当たっては、設計・建設、運営・維持管理、事業計画における業務遂行能力及び県の財政支出額等を総合的に評価して決定する。

(2) 募集及び選定スケジュール

平成27年8月頃	実施方針及び要求水準書(案)の公表
平成27年9月頃	実施方針及び要求水準書(案)に関する説明会及び現地見学会の実施
平成27年9月頃	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付
平成27年11月頃	質問等に対する回答の公表
平成27年11月頃	意見交換会（第3回説明会）への申し込み受付
平成27年11月～12月頃	意見交換会（第3回説明会）の実施
平成28年1月頃	意見交換会（第3回説明会）に関する対話内容の公表
平成28年3月頃	特定事業の選定・公表
平成28年4月頃	入札公告（入札説明書等の公表）
平成28年5月頃	入札説明書等に関する質問受付・回答（第1回）
平成28年7月頃	参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付
平成28年8月頃	入札説明書等に関する質問受付・回答（第2回）
平成28年8月頃	入札提出書類（提案書）の受付
平成28年12月頃	落札者の決定
平成28年12月頃	基本協定の締結
平成29年1月頃	仮契約の締結
平成29年3月頃	事業契約の締結

※整備完了・運用開始は、平成33年3月を予定している。

(3) 入札参加者の資格等

ア 入札参加者が備えるべき資格

本事業の入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者、本施設の工事監理業務に当たる者、本施設の建設業務に当たる者、本施設の運營業務に当たる者、本施設の維持管理業務に当たる者を含むこと。なお、同一の者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、同一の者又はその者の子会社又は親会社が、建設業務に当たる者と工事監理業務に当たる者を兼ねることはできない。

なお、個々の資格要件については、実施方針公表時に明示する。

※「子会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。

※「親会社」とは、会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。

(4) 審査及び落札者決定に関する事項

ア 落札者選定基準等

落札者の選定基準等は入札公告時に入札説明書と併せて公表する。

イ 落札者の決定

入札参加者からの提案書を審査し、最も優れていると認めた入札参加者を最優秀提案者として選定し、落札者として決定する。県は、落札者と協議を行い、協議が整った場合には落札者と基本協定を締結する。また、基本協定を踏まえて、特別目的会社（SPC）と事業契約（仮契約）を締結する。仮契約は、県議会の議決を経て、本契約となる。

ウ 審査結果の公表

県は、審査結果を落札者決定後速やかに公表する。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、県と選定事業者が適正にリスク分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。

(2) 県による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）

県は、要求水準書で定めたサービス水準を選定事業者が順守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準についてモニタリングを行う。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地条件

所在地	栃木県宇都宮市今宮4丁目
敷地面積	約6.7ha
地域地区	都市公園区域第一種住居地域（特別用途地区）
形態規則	建蔽率60% 容積率200% ※観覧場及び公園施設は宇都宮市特別用途地区建築制限緩和条例（平成27年宇都宮市条例第21号）による ※航空法（昭和27年法律第231号）による建物高さの制限あり

(2) 施設構成

新体育館	構成	◎メインアリーナ －バスケットボールコート4面 －観客席5,000席程度（うち固定席3,000席程度） ◎サブアリーナ －バスケットボールコート2面 ◎トレーニングルーム、多目的スタジオ 等
	規模	延床面積 23,000㎡程度
屋内水泳場	構成	◎50mプール －水深最大3.0m（可動床） ◎25mプール（飛込兼用） －水深最大5.0m（可動床） ※50m、25m、飛込及び水球の国内公認を取得 ※観客席数は2,000席程度
	規模	延床面積 12,500㎡程度
体育館分館	構成	◎メインアリーナ ボクシングリング 1基
	規模	延床面積 1,287.8㎡
公園施設	構成	◎駐車場（490台程度）、駐輪場、園地 等
自由提案施設		

5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意をもって協議することとする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

選定事業者又は県の責めに帰すべき事由等により、事業の継続が困難となった場合の契約の解除や損害賠償について定めることとする。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

債務負担行為の設定に関する議案については平成28年2月定例会議に、事業契約に関する議案については平成29年2月定例会議に提出する予定である。

9 補足事項

本骨子は、現時点で公表できる事項、考え方等を記載したものであり、決定された内容ではない。

今後、いただいた意見、要望等を踏まえて更に検討を重ね、平成27年8月頃を目途に実施方針を策定していく予定である。